

特定建設作業一覧

騒音規制法における特定建設作業一覧(騒音規制法施行令 別表第2より)

項	作業の種類	備考
1	くい打機を使用する作業 くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	・もんけんを除く ・圧入式くい打くい抜機は除く ・くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	・コンクリートプラントにおいては混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る ・アスファルトプラントにおいては混練機の混練重量が200kg以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く
6	バックホウを使用する作業	・国土交通省が低騒音型として指定する機器を除き、原動機の出力が80kw以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・国土交通省が低騒音型として指定する機器を除き、原動機の出力が70kw以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・国土交通省が低騒音型として指定する機器を除き、原動機の出力が40kw以上のものに限る

振動規制法における特定建設作業一覧(振動規制法施行令 別表第2より)

項	作業の種類	備考
1	くい打機を使用する作業 くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	・もんけんおよび圧入式くい打機を除く ・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機は除く
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る
4	ブレーカーを使用する作業	・手持式のものを除く ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る